

第3節 山鹿高紀司法書士（司法書士法人あおば登記・法務事務所）

笹 隆博

はじめに

平成20年6月24日、あおば登記・法務事務所（旧あかひら合同事務所）の山鹿高紀司法書士をお迎えして、講演をしていただきました。はじめに、山鹿司法書士より配布資料に沿って司法書士の業務内容についてご説明いただいた後に、裁判法ゼミナールの事前質問事項にお答えいただきました。

あおば登記・法務事務所の所在は、以下の通りです。

司法書士法人あおば登記・法務事務所

〒036-8087

弘前市大字早稲田3丁目9-7

TAL : 0172 (27) 9001

1. 司法書士の業務について

司法書士の仕事は登記に関する仕事と裁判に関する仕事の2つに大別できます。

大多数の事務所は登記の仕事が多く、依頼数の7~8の割合が登記という事務所が多いようです。さらに、弘前市では登記の仕事のみを扱っている事務所もあるそうです。

（1）不動産登記に関する仕事

不動産登記は、普通に生活している人であれば一生に2度はかかわることがあるそうです。ひとつはマイホームの新築、もうひとつは遺産相続のときです。これらは争いがなくても起こる出来事ですので、誰もが司法書士とかかわる機会を持っているといえます。また、登記業務の一環として売買取引への立会いが依頼されることもあるそうです。これは司法書士としての慣習として確立しており、依頼人を安心させる効果があるそうです。

（2）商業登記に関する仕事

商業登記では会社の設立に携わります。会社を設立するための書類を作成し、会社設立後も「役員変更」「新株発行」「合併・組織変更」などのときに仕事を依頼されます。

最近では役員の変更や会社機関の変更時に依頼人から実質的なアドバイスを求められることもあるそうです。

（3）裁判に関する仕事

簡裁訴訟代理等関係業務は多重債務問題に関する依頼が多いそうです。そのほとんどがサラ金などの返済ができない人の債務整理で、整理し終わってみると利子など余分に支払

っている（過払い金）場合もあるそうです。

訴訟代理できない事件については、裁判所へ提出する書類の作成を行います。書類の作成では、あくまで本人の名義で書類を作成するに留まり、訴状などの名義に作成した司法書士の名前が出ることはありません。

裁判所からの任命で行う仕事は、最近増えており、成年後見人や不在者財産管理人などの仕事があるそうです。

（４）その他

法務局管轄の仕事としては供託があります。この依頼は少なく、年間で2、3件くらいだそうです。

2. 山鹿司法書士への質問

裁判法ゼミナールからの事前質問に答えていただきました。

（１）司法書士になるまで

（問）司法書士のお仕事を志望された理由は何ですか。

（答）大学時代に漠然と司法試験を目指そうかと思っていた頃、中学時代からの親友でもある現事務所の太田所長から司法書士という資格の存在を教えてもらったのがきっかけです。北海道大学を卒業した後も2年間勉強を続けたのですが合格せず、1度弘前で就職しました。しかし、将来性に疑問を感じてその会社を辞めてもう1度勉強を始め、平成17年に資格を取得しました。

（問）司法書士試験に要される知識と、実務で求められる知識は同一ですか。

（答）司法書士の主な業務は、登記に関する業務と裁判に関する業務の2つに大きく分けることができます。このうち、登記業務については司法書士試験に必要な知識が業務に直結しています。つまり、実務に必要な知識が身につけていないと試験に合格できないこととなります。この点は司法試験との大きな違いだと思います。しかし、求められる知識は基本的に同じですが、試験で求められる範囲だけでは実務において十分とは言えません。

裁判に関する業務については、試験に合格するだけでは全く足りません。裁判業務は細かい規定が多く、内容が多種多様です。私（山鹿司法書士）も裁判業務を始めて3年経ちますが、まだやったことのない業務が多いです。弁護士も司法修習だけでは足りないと感じています。

（問）司法書士実務の前後で、想定とギャップはありますか。

（答）ギャップはありました。資格受験本などには「自由に仕事が出来て高収入」みたいなことが書いてあったりしますが、最近は法改正が多く、日々勉強していないと業務に影響が出ますから、補助者に任せるだけではだめですし、決して楽でもありません。

また、債務整理を依頼される方の中には、今にも自殺しそうな方がいらっしゃいますが、過払金が戻ってきたことでなんとか整理がつき、「おかげで助かりました」と笑顔でお礼を言われることもあります。想像以上に業務は忙しいですが、依頼人の感謝の笑顔もいい意味でのギャップとなっています。

(2) 業務一般

(問) 司法書士の仕事の魅力を教えてください。

(答) 司法書士の仕事の魅力ですが、自分の名前、言い換えれば自分の責任で仕事ができることです。事務所で補助者をしていたときも書類は作成していましたが、あくまで事務員としての仕事です。同様の仕事でも資格を取得して自分の名前で業務を行うほうが、責任も伴いますがやりがいがあります。

また、登記業務については、売買などの立ち会い業務を通じて、社会全体の不動産取引の安全に寄与していることも魅力のひとつです。やはり、資格を取得して、プロフェッションとしての仕事をしている実感を持てるのが魅力だと思います。

(問) 業務の割合を教えてください（登記、簡裁代理関係、成年後見など。個人、事務所別に）。

(答) 私（山鹿司法書士）個人の割合としては、事務所では裁判業務を担当しているので、およそ95%が裁判業務で残りが登記などの立会いです。

事務所全体の割合として、登記業務と裁判業務の割合は6:4くらいで、登記業務のほうが多いです。

(問) 弘前市の仕事量、ニーズと司法書士の人数は見合っていますか。

(答) 登記業務についてはバランスがとれています。裁判業務についてはバランスがとれていません。弘前市だと当事務所くらいしかやっておらず、まったく足りていないというのが現状です。

ただ、東京では弁護士と司法書士が裁判業務の仕事を取りあっていると聞いています。弁護士の偏在や司法過疎の問題も影響していると言えます。

(問) (事務所の) 法人化のメリット、デメリットは何ですか。

(答) メリットとしては、資産の所有名義や継続的契約の名義を法人に一元化でき、代表者の交代などがあっても契約変更手続を行う必要がないこと、資格者も社会保険に入れること、経費の扱いが企業と同じになることなどが挙げられます。現時点で感じるデメリットとしては、登記申請毎に資格証明書が必要になることくらいです。

法人化をしたとしても業務の内容自体には変化はありませんので、市民の方々への影響はほとんどありません。

(3) 簡裁代理等関連業務

(問) 簡裁訴訟代理等認定資格を取得される際の研修、試験はどのようなもので、合格のための努力はどの程度要しますか。

(答) この研修は特別研修、100 時間研修などとも呼ばれたりします。研修では訴状の書き方や裁判についての考え方について講義を受け、ゼミ方式で議論を交わしたり模擬裁判を行ったりします。

試験自体は司法書士試験合格者からすればさほど難しいものではなく、合格は難しいことではありません。もちろん、研修をきちんと受け勉強していることが前提です。

(問) 簡裁代理業務の依頼数、登記の依頼数を教えて下さい。

(答) ざっとですが、年間で登記の依頼数が約 3000 で簡裁代理業務が約 300 です。

(問) 認定司法書士の社会的意義について、どのようにお考えですか。

(答) 訴訟業務における選択肢の 1 つだと思います。弁護士の法律事務所は敷居が高く感じられることもあるようですし。また、以前は全国に法務局が設置されており、法務局管内には司法書士が最低でも 1 人はいました。そういう点では市民により身近であると言えます。

(問) 弘前管内に簡裁代理権認定者は 3 分の 1 (24 人中 8 人) ですが、どのような感想をお持ちですか。足りていますか、少ないですか。

(答) 8 人は去年 (2007 年) の人数ですね。1 人お亡くなりになったので現在 (2007 年 6 月現在) では全部で 7 人になります。そのうち 4 人が当事務所にいます。

(簡裁代理認定者の数は) 足りていません。11 月に認定される予定の新人も含めると認定者は 10 名になりますが、当事務所以外の認定者 (3 名) の方は裁判業務はほとんどされてないようです。

同じ事務所では相手方の依頼は受けられないため、複数の事務所に認定者が散在するように認定者が増えるのが望ましい形と言えます。

(問) 弁護士が増えて、司法書士の仕事に影響は生じていますか。

(答) 青森県内では近年 10 名以上の弁護士が増えていますが、それでもやっと 60 人を越えた程度です。この人数ですと、弁護士 1 人あたり県民 2 万人以上を支えている計算になり、弁護士の数はまだまだ足りません。一方、裁判業務の依頼数は相変わらず多いため、今のところ仕事に影響はありません。

弁護士の人数が 100 人を越えないと影響は出ないと思われれます。

(問) 弁護士が裁判員裁判等に向けて忙しくなると、簡裁代理業務における司法書士の役割が重要になるのではないかと推測しますが、どのように思われますか。

(答) 青森県では、司法書士はこれからますます必要とされると思います。司法書士、行政書士、弁護士の数は足りておらず、特に若手が不足しています。しかし、東京では逆で、資格者が多すぎて仕事を取りあっているそうです。

(4) 将来

(問) 今後の司法書士に何が求められると思われませんか。どのような司法書士になりたいですか。

(答) 司法書士の業務の2つの柱である登記業務と裁判業務、特に登記業務については資格者としての100年間の技術の蓄積があり、今後も専門職として市民生活と密着した関係を求められると思います。また、裁判業務についてはこれまで書類作成援助として関与してきたことを踏まえて、弁護士とは違った特色を出していくべきではないでしょうか。

個人的には、依頼された業務が終わったとき、依頼人に「ありがとう」と言ってもらえるような司法書士を目指したいです。

(問) 「司法書士」に代わる新しい名称は何が良いと思いますか。

(答) 名称の変更が検討されているようですが、あまりピンときていません。行政書士と紛らわしいとか、認知度が低いという難点がありますが、「司法書士」という名称は気に入っています。

一方、司法書士の業務範囲は拡大しており、単なる書類作成にとどまらなくなっています。「名は体を表す」と言いますし、仮に新しい名称になるとすれば、皆さんが名前を聞くだけで仕事が分かるような名称であれば良いと思います。

(問) 行政書士、弁護士と、司法書士はどのように共存していくと予想されますか。

(答) 昨年(2007年)は、青森県多重債務者対策協議会に青森県の弁護士会と司法書士会が参加し、協力して多重債務問題の解決に取り組みました。そういう意味では、青森県の弁護士会と司法書士会は良好な関係が築けているのではないかと思います。

司法書士の業務内容は拡大していますし、弁護士の数は増えています。これからは仕事を取りあっていく関係になるかもしれません。ただ、資格者の人数などの地域格差(地方と都市部)もあり、一概にそうなるとも言えません。

何にせよ、地域に必要とされる資格者が活躍していくのではないのでしょうか。

おわりに

今回、実際に実務をされていらっしゃる司法書士の方のお話を聞くことができ、資格取得までの過程や研修についてのお話、また現在の弘前市周辺の司法アクセスの状況や名称変更についてのお考えなど、普段なかなかつかむことができない情報を得ることができ、大変有意義な時間を過ごすことができました。

司法書士の登記業務は不動産取引の安全に大きく寄与していますし、簡裁代理権によって業務の範囲は拡大し、多重債務等に苦しむ市民が恩恵を受けています。

司法書士の役割は、これからますます重要になっていくのではないかと思います。

最後に、お忙しいなかお越しいただきまして、本当にありがとうございました。